



平成 21 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 大証金（大阪証券金融株式会社）
代 表 者 名 取締役社長 堀田 隆夫
（コード番号 8512 東証・大証 第一部）
問 合 せ 先 取締役企画総務部長 西山 剛
（TEL. 06-6233-4510）

第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行および定款の一部変更について決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。また、本優先株式の発行に関連して、定款の一部変更を含む本優先株式の発行に必要な議案を平成 21 年 3 月下旬開催予定の当社臨時株主総会に付議することを本日開催の取締役会において決議しております。なお、本優先株式の発行は、当該議案が上記臨時株主総会で承認可決されることを条件としております。

記

I. 第一種優先株式の発行について

1. 第三者割当により発行される優先株式の募集の目的

(1) 資本調達のための主な目的

当社は、証券市場に良質・低利な資金を安定的に提供することを目的として設立された金融機関であり、「金融商品取引法」に基づく免許を受け、証券市場を金融面から支えるという、公共性、専門性の高い業務を担っております。また経営実績としましては、経常利益は昭和 25 年の創立以来、今日にいたるまで黒字を継続しており、昨今の世界的な株式市場、金融市場の混乱による、当社株券レポ取引の取引先の破綻やビジネスローンにかかる貸倒引当金の計上等から、遺憾ながら多額の特別損失が発生いたしました。今後は、原点に立ちかえり、創業時以来の社会的使命「証券のための金融、証券による金融」を役員一同再認識し、企業価値の向上に邁進いたします。

このような状況を踏まえ、皆様のご信頼に応えられるように、今後当社はリスク管理体制を見直し、業務の効率性を追求することで、更なる企業価値の向上に努める所存であります。そのためには、安定した事業運営のため、自己資本の充実による財務の健全性の維持、強化を図ることが必要であるとの認識から、今回の第三者割当による優先株式の発行を決定いたしました。

(2) 本優先株式の商品性について

本優先株式は、第三者割当の方法により発行されるものです。本優先株式は普通株式に係

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

る転換請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化が生じないことを重視して採用したものであります。本優先株式にはいわゆる償還期限はありませんが、発行から5年を経過した日以降、当社の判断により所定の手続きを経て金銭を対価として本優先株式を取得できる旨の条項が付されております。詳細は別紙2をご参照ください。

(3) 本優先株式による資本調達を行う理由

当社は今回の資本調達に際し多様な調達手段を検討した結果、以下の理由を総合的に勘案し、本優先株式の発行による資本調達が現時点における最良のスキームであると判断いたしました。

- ① 普通株式の希薄化が生じない「社債型」優先株式であること
- ② 自己資本比率の向上に資すること
- ③ これまでの発行事例等を踏まえ、「社債型」優先株式として配当率等妥当な条件であると考えられること

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

発行総額	3,000,000,000 円
発行諸費用概算額	25,000,000 円
差引手取概算額	2,975,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

自己資本の充実を図りつつ、全額を運転資金に充当いたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成21年度

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式発行により財務基盤の拡充を図り、当社の事業の安定的な運営のための運転資金に手取金を充当することが合理的であると判断いたしました。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決 算 期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営 業 収 益	8,315	9,358	7,460
営 業 利 益	2,246	1,366	591
経 常 利 益	2,601	1,453	945
当 期 純 利 益	181	1,009	648
1株当たり当期純利益（円）	2.82	27.92	17.66
1株当たり配当金（円）	14.00	8.00	6.00
1株当たり純資産（円）	910.08	916.99	921.57

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年2月10日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,000,000株	100%
現時点における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	827円	520円	271円
高 値	850円	520円	378円
安 値	410円	244円	177円
終 値	517円	271円	180円

(注) 平成21年3月期については、平成21年2月9日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月	平成20年 12月	平成21年 1月	平成21年 2月
始 値	292円	266円	227円	204円	208円	179円
高 値	303円	273円	237円	209円	210円	185円
安 値	256円	181円	190円	185円	179円	177円
終 値	265円	215円	204円	207円	181円	180円

(注) 平成21年2月については、平成21年2月9日現在で表示しております。

③ 発行決議前日における株価

	平成21年2月9日現在
始 値	180円
高 値	183円
安 値	180円
終 値	180円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成21年3月31日
調達資金の額	2,975,000,000円（発行価額：200円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	普通株式 37,000,000株
当該増資による発行株式数	第一種優先株式 15,000,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 37,000,000株 第一種優先株式 15,000,000株 合計 52,000,000株

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

割 当 先	岩井証券株式会社 上田八木短資株式会社 エス・エヌ ベンチャーキャピタル株式会社 エフピーエム株式会社 株式会社ODKソリューションズ 財団法人資本市場振興財団 野村ホールディングス株式会社 上記のほか未定
-------	--

(注1) 割当先は五十音順です。

(注2) 上記7社に対する割当額の合計は29億円です。このほか関係先と協議中であり、決定しましたらその詳細につきお知らせいたします。

- (5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成20年9月30日現在）	
株式会社だいこう証券ビジネス	11.61%
株式会社大阪証券取引所	6.19%
野村ホールディングス株式会社	5.40%
株式会社みずほコーポレート銀行	4.50%
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.50%
株式会社りそな銀行	4.50%
株式会社三井住友銀行	4.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.33%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.30%

(注) 今回の第三者割当増資による普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) 第一種優先株式

募集前(平成21年2月10日現在)	募集後	
該当事項なし	野村ホールディングス株式会社	33.33%
	株式会社ODKソリューションズ	16.66%
	エフピーエム株式会社	16.66%
	岩井証券株式会社	10.00%
	エス・エヌ ベンチャーキャピタル株式会社	10.00%
	財団法人資本市場振興財団	6.66%
	上田八木短資株式会社	3.33%
	(未 定)	3.33%

(注) 上記7社に対する割当額の合計は29億円です。このほか関係先と協議中であり、決定しましたらその詳細につきお知らせいたします。

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

5. 業績への影響の見通し

本件による今期の業績予想に変更はありません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

当社は、本優先株式が普通株式にかかる転換請求権が付されることのない社債型優先株式であること、その他の本優先株式の配当率等諸条件を考慮して、金 200 円を本株式の 1 株当たりの払込金額といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は普通株式に係る転換請求権が付されることのない社債型優先株式であるため、普通株式は希薄化いたしません。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先及び割当株式数

割当先	割当株式数	払込金額の総額
野村ホールディングス株式会社	5,000,000株	1,000百万円
株式会社ODKソリューションズ	2,500,000株	500百万円
エフピーエム株式会社	2,500,000株	500百万円
岩井証券株式会社	1,500,000株	300百万円
エス・エヌベンチャーキャピタル株式会社	1,500,000株	300百万円
財団法人資本市場振興財団	1,000,000株	200百万円
上田八木短資株式会社	500,000株	100百万円
(未定)	500,000株	100百万円
合計	15,000,000株	3,000百万円

(注) 上記 7 社に対する割当額の合計は 29 億円です。このほか関係先と協議中であり、決定しましたらその詳細につきお知らせいたします。

(2) 割当先の概要

別紙 1 記載のとおりです。

(3) 割当先を選定した理由

本件による資本増強を実施することで、自己資本の充実による財務基盤の安定化と更なる企業成長を目指す当社の方針について、ご理解を頂戴した各社様を割当先を選定いたしました。

(4) 割当先の保有方針

中長期的に保有の方針である意向を確認しております。

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

安定した事業運営のため、自己資本の充実による財務の健全性の維持、強化を図るための必要な資金を調達することを目的として第一種優先株式を発行することを可能といたしたく、第一種優先株式に関する規定を新設するとともに、これに関連する規定の新設・変更を行うものであります。

また、平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券電子化」）に伴い、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則第 1 条、第 2 条を設けるものであります。

さらに、株券電子化に伴い当社の業務内容に変更が生じることから、当社の目的の一部変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙 3 をご参照ください。

3. 日程

臨時株主総会の開催日は平成 21 年 3 月下旬を予定しております。

以 上

別紙1 割当先の概要

(注) 割当株数順、五十音順

(平成20年3月31日現在)

① 商号	野村ホールディングス株式会社		
② 事業内容	証券業を中核とする投資・金融サービス業		
③ 設立年月日	大正14年12月25日		
④ 本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
⑤ 代表者の役職・氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一		
⑥ 資本金	182,800百万円		
⑦ 発行済株式数	1,965,919,860株		
⑧ 純資産	1,988,124百万円(連結)		
⑨ 総資産	26,298,798百万円(連結)		
⑩ 決算期	3月31日		
⑪ 従業員数	18,026名(連結)		
⑫ 主要取引先	該当事項なし		
⑬ 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.11%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.88%	
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	3.84%	
	ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.74%	
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.89%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.68%	
	ザチェースマンハッタンバンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.07%	
	日本生命保険相互会社	0.97%	
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.85%	
	住友信託銀行株式会社(信託B口) (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	0.85%	
⑭ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社		
⑮ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数： 普通株式 2,000,000株 当社が保有している割当先の株式の数： 普通株式 84,448株	
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
⑯ 最近3年間の業績(連結)	(単位：百万円)		
決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
収益合計	1,792,840	2,049,101	1,593,722
収益合計 (金融費用控除後)	1,145,650	1,091,101	787,257
当期純利益(損失)	304,328	175,828	▲67,847

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

1株当たり当期純利益(損失) (円)	159.02	92.25	▲35.55
1株当たり配当金(円)	48.00	44.00	34.00
1株当たり純資産額(円)	1,083.19	1,146.23	1,042.60

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	株式会社ODKソリューションズ		
② 事 業 内 容	情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務等		
③ 設 立 年 月 日	昭和 38 年 4 月 1 日		
④ 本 店 所 在 地	大阪府中央区道修町一丁目 6 番 7 号 (平成 20 年 10 月 13 日移転)		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹内 康夫		
⑥ 資 本 金	637 百万円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	82,000 株		
⑧ 純 資 産	3,218 百万円 (単体)		
⑨ 総 資 産	4,930 百万円 (単体)		
⑩ 決 算 期	3 月 31 日		
⑪ 従 業 員 数	113 名 (単体)		
⑫ 主 要 取 引 先	株式会社だいこう証券ビジネス、大阪証券金融株式会社他		
⑬ 大株主及び持株比率	大阪証券金融株式会社	30.48%	
	株式会社だいこう証券ビジネス	6.09%	
	株式会社野村総合研究所	6.09%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.65%	
	株式会社みずほ銀行	3.65%	
	株式会社三井住友銀行	3.65%	
	株式会社りそな銀行	3.65%	
	廣田証券株式会社	1.82%	
	川野 悦央	1.46%	
	丁 載憲	1.31%	
⑭ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	当社が保有している割当先の株式の数： 普通株式 25,000 株	
	取 引 関 係	当社のシステム開発および保守、システム運用に関する計算事務、機器の購入等の委託	
	人 的 関 係	当社代表取締役社長が割当先の取締役を兼職、当社常勤監査役が割当先の監査役を兼職	
	関連当事者への該当状況	割当先は当社持分法適用会社	
⑯ 最近 3 年間の業績(単体)	(単位：百万円)		
決 算 期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
売 上 高	4,007	4,518	5,466
営 業 利 益	592	698	671
経 常 利 益	614	672	698
当 期 純 利 益	284	540	410
1 株当たり当期純利益 (円)	4,741.47	8,784.82	5,001.15
1 株当たり配当金 (円)	25.00	1,000.00	1,000.00
1 株当たり純資産額 (円)	19,427.68	35,307.00	39,245.92

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

① 商 業 号	エフピーエム株式会社	
② 事 業 内 容	不動産賃貸業および不動産管理業	
③ 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号汐留住友ビル 1 8 階	
④ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 渋谷 康弘	
⑤ 資 本 金	10 百万円	
⑥ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほコーポレート銀行他	
⑦ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項なし
	取 引 関 係	該当事項なし
	人 的 関 係	該当事項なし
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	岩井証券株式会社		
② 事 業 内 容	証券業		
③ 設 立 年 月 日	昭和 19 年 7 月 4 日		
④ 本 店 所 在 地	大阪府中央区北浜一丁目 8 番 1 6 号		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 沖津 嘉昭		
⑥ 資 本 金	10,004 百万円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	25,012,800 株		
⑧ 純 資 産	32,181 百万円 (単体)		
⑨ 総 資 産	117,064 百万円 (単体)		
⑩ 決 算 期	3 月 31 日		
⑪ 従 業 員 数	345 名 (単体)		
⑫ 主 要 取 引 先	事業法人他		
⑬ 大株主及び持株比率	吉本興業株式会社	4.96%	
	株式会社泉州銀行	4.83%	
	株式会社りそな銀行	4.03%	
	石橋 栄二	4.00%	
	トーターエンジニアリング株式会社	4.00%	
	日本理化工業株式会社	4.00%	
	丸武産業有限会社	4.00%	
	タイヨーパールファンドエルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.98%	
	ジェーピーエムシービーオムニバスユーエスペンション ントリーティージェヤスデック 380052 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.60%	
	株式会社キョーワナスタ	2.00%	
⑭ 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行、株式会社泉州銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先が保有している当社の株式の数： 普通株式 118,000 株 当社が保有している割当先の株式の数： 普通株式 66,300 株	
	取 引 関 係	貸借取引貸付他	
	人 的 関 係	割当先の代表取締役社長が当社取締役を兼職	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
⑯ 最近 3 年間の業績(単体)	(単位：百万円)		
決 算 期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
営 業 収 益	17,314	12,390	10,306
純 営 業 収 益	16,541	11,708	9,550
経 常 利 益	7,901	4,229	2,424
当 期 純 利 益	4,161	2,337	1,725
1 株当たり当期純利益 (円)	195.53	94.46	69.71
1 株当たり配当金 (円)	50.00	40.00	40.00
1 株当たり純資産額 (円)	1,263.02	1,296.14	1,300.45

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	エス・エヌ ベンチャーキャピタル株式会社	
② 事 業 内 容	有価証券等の取得および保有ならびに売却等	
③ 本 店 所 在 地	京都市中京区烏丸二条下ル秋野々町 518 番地	
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役 永守 健吉	
⑤ 資 本 金	60 百万円	
⑥ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項なし
	取 引 関 係	該当事項なし
	人 的 関 係	該当事項なし
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	財団法人資本市場振興財団	
② 事 業 内 容	投資者の保護および証券市場の育成に資する諸活動の助成	
③ 設 立 年 月 日	昭和 44 年 1 月 7 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	理事長 保田 博	
⑥ 正 味 財 産	45,756 百万円	
⑦ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先が保有している当社の株式の数： 普通株式 843,750 株
	取 引 関 係	該当事項なし
	人 的 関 係	該当事項なし
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

(平成 20 年 2 月 29 日現在)

① 商 号	上田八木短資株式会社		
② 事 業 内 容	コール資金の貸借およびその媒介他		
③ 設 立 年 月 日	大正 7 年 6 月 20 日		
④ 本 店 所 在 地	大阪府中央区高麗橋二丁目 4 番 2 号		
⑤ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 守田 道明		
⑥ 資 本 金	5,000 百万円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	7,920,000 株		
⑧ 純 資 産	62,470 百万円 (単体)		
⑨ 総 資 産	14,435,289 百万円 (単体)		
⑩ 決 算 期	2 月末日		
⑪ 従 業 員 数	121 名 (単体)		
⑫ 主 要 取 引 先	日本銀行、都市銀行、信託銀行、地方銀行他		
⑬ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	上田八木短資従業員持株会	7.50%	
	株式会社みずほコーポレート銀行	5.00%	
	株式会社三井住友銀行	5.00%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.60%	
	柴沼 昌子	4.40%	
	株式会社りそな銀行	4.20%	
	奥野 昌子	3.90%	
⑭ 主 要 取 引 銀 行	日本銀行、都市銀行、信託銀行、地方銀行他		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先が保有している当社の株式の数： 普通株式 200,000 株 当社が保有している割当先の株式の数： 普通株式 282,000 株	
	取 引 関 係	コール資金の貸借他	
	人 的 関 係	該当事項なし	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
⑯ 最 近 3 年 間 の 業 績 (単 体)	(単位：百万円)		
決 算 期	平成 18 年 2 月 期	平成 19 年 2 月 期	平成 20 年 2 月 期
営 業 収 益	8,216	27,902	66,285
営 業 利 益	128	2,564	1,828
経 常 利 益	555	3,709	2,902
当 期 純 利 益	1,044	2,331	923
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	130.63	294.39	116.56
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	8.00	8.00	10.00
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	7,596.01	7,922.92	7,887.72

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

大阪証券金融株式会社第一種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
大阪証券金融株式会社第一種優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 募集株式の数
15,000,000株
3. 募集株式の払込金額
1株につき200円
4. 払込金額の総額
3,000,000,000円
5. 申込期日
平成21年3月30日
6. 払込期日
平成21年3月31日
7. 増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は1,500,000,000円（1株につき100円）とし、増加する資本準備金の額は1,500,000,000円（1株につき100円）とする。
8. 発行方法
第三者割当の方法により割り当てる。
9. 優先配当金
 - (1) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先配当金」という。）（ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき0円03銭とする。）を行う。ただし、当該事業年度において第10項に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - (2) ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
10. 優先中間配当金

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

当社は、当社定款第 41 条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 7 円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先中間配当金」という。）を行う。

11. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 200 円を支払う。
- (2) 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

12. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より本優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

13. 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

14. 取得条項

- (1) 当社は、平成 26 年 4 月 1 日以降の日で、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、本優先株式 1 株につき、200 円に経過配当金相当額（本優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日および取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に本優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。
- (2) 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

15. 除斥期間

当社定款第 42 条の規定は、本優先配当金および本優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

16. 詳細の決定

上記の他、本優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当社代表取締役に一任する。

17. その他

上記各項については、当社株主総会において定款変更を含む本優先株式の発行に必要な議案が承認されることおよび関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。なお、上記第 10 項および第 15 項各項記載の定款の条文は、株主総会における定款変更議案の承認がなされた場合における変更後の条文である。

以 上

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

別紙3 定款変更の内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 [略] (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(5) [略] (6) 有価証券の保管に関する業務 (7)～(9) [略]</p> <p>第3条～第5条 [略]</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,450万株</u>とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得)</p> <p>第8条 [略] (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>— (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) [略] (単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 [略] (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 [略]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 [現行どおり] (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(5) [現行どおり] (6) 有価証券の<u>管理</u>および保管に関する業務 (7)～(9) [現行どおり]</p> <p>第3条～第5条 [現行どおり]</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,950万株</u>とし、<u>普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、9,450万株および1,500万株</u>とする。</p> <p>[削る] (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 [現行どおり] (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および優先株式のそれぞれにつき、100株</u>とする。 [削る]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) [現行どおり] (単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 [現行どおり] (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 [現行どおり]</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

現行定款	定款変更案
(株式取扱規則) 第13条 [略]	(株式取扱規則) 第12条 [現行どおり]
[新 設]	第2章の2 優先株式 (優先配当金)
[新 設]	第12条の2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先配当金」という。）（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、優先株式1株につき0円03銭とする。）を行う。ただし、当該事業年度において第12条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
[新 設]	2 ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
[新 設]	3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
[新 設]	(優先中間配当金) 第12条の3 当社は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。
[新 設]	(残余財産の分配) 第12条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。
[新 設]	2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
[新 設]	(議決権) 第12条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

現行定款	定款変更案
	<p>を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p>(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p>
〔新設〕	<p><u>第12条の6</u> 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3 当社は、優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(取得条項)</p>
〔新設〕	<p><u>第12条の7</u> 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日および取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。</p> <p>2 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。</p> <p>(除斥期間)</p>
〔新設〕	<p><u>第12条の8</u> 第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 〔略〕</p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 〔現行どおり〕</p>
〔新設〕	<p><u>第3章の2 種類株主総会</u> (種類株主総会への準用)</p>
〔新設〕	<p><u>第18条の2</u> 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(種類株主総会の決議方法)</p>
〔新設〕	<p><u>第18条の3</u> 種類株主総会の決議は、法令または本定款</p>

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。

現行定款	定款変更案
<p>第20条～第43条 [略]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>	<p><u>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条～第42条 [現行どおり]</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上

本報道発表文は、当社の第三者割当による第一種優先株式の発行および定款の一部変更について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。